1．家庭児童相談室 ✣✣✣✣✣✣✣✣✣✣✣✣✣✣✣✣✣✣✣✣✣✣✣✣✣✣✣✣✣✣

平成 22 年度から各区の健康・子ども課に家庭児童相談員（会計年度任用職員）を配置し、平成 23 年度からは係長職を加えた２名体制で「家庭児童相談室」を設置している。

平成 28 年度、各区に担当職員１名を、令和２年度から４年度にかけて各区に家庭児童相談員１名と児童人口の多い６区（中央、北、東、白石、豊平及び西）に担当職員２名を増員し、各区４～６名体制としている。

家庭児童相談室は、児童相談所とともに児童虐待通報・通告の受理及び初期調査を行うほか、子どもの福祉に関する身近な相談窓口として養育相談等の電話・来所相談を受け、必要に応じて家庭訪問、学校訪問等を実施し、関係機関と連携をとりながら支援活動を行っている。

また、要保護児童等を複数の関係機関等で協議・支援する場である区要保護児童対策地域協議会の事務局として、代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議を運営している。国が各市町村に設置を求めている「子ども家庭総合支援拠点」については、支援拠点の中核的機能を果たしている家庭児童相談室に、国が示す職員配置基準を満たす人員数を配置したことから、令和４年度より各区保健センターに子ども家庭総合支援拠点としての機能を位置付けている。

(1)　家庭児童相談室の相談状況

表１　内容別年齢別相談　（単位：件）

種別	養護相談		保健相談	障がい相談						非行相談	
	児童虐待	その他		肢体不自由	視聴覚障がい	言語発達障がい等	重症心身障がい	知的障がい	発達障がい（自閉症）	ぐ犯行為等	触法行為等
２年度合計	295	4,739	14	－	－	16	2	6	64	13	2
３年度合計	297	6,112	8	－	－	24	3	9	50	14	1
４年度合計	415	6,556	15	1	－	21	3	21	83	11	3
0歳～6歳	226	4,049	2	1	－	9	－	6	25	－	－
7歳～12歳	139	1,757	9	－	－	10	2	11	48	4	－
13歳～15歳	37	559	4	－	－	2	－	3	9	4	3
16歳～17歳	13	182	－	－	－	－	1	1	1	3	－
18歳～	－	9	－	－	－	－	－	－	－	－	－

種別	育成相談				その他の相談	合計	いじめ相談（再掲）
	性格行動	不登校	適性	育児・しつけ			
２年度合計	155	312	13	30	261	5,922	－
３年度合計	156	299	8	32	117	7,130	－
４年度合計	236	363	27	48	67	7,870	－
0歳～6歳	31	13	7	20	50	4,439	－
7歳～12歳	142	195	11	16	10	2,354	－
13歳～15歳	50	135	7	9	6	828	－
16歳～17歳	11	18	2	2	1	235	－
18歳～	2	2	－	1	－	14	－

表２－１　内容別相談（区毎）〈令和４年度〉

（単位：件）

種別＼区		中央区	北区	東区	白石区	厚別区	豊平区	清田区	南区	西区	手稲区	合計
養護相談		838	1,021	1,066	948	415	780	302	493	767	341	6,971
	虐待相談（再掲）	18	99	37	34	45	117	32	15	11	7	415
保健相談		2				2	5			2	4	15
障がい相談	肢体不自由									1		1
	視聴覚障がい											－
	言語発達障がい等	1	5	1	2	2	5		1	3	1	21
	重症心身障がい		1	1			1					3
	知的障がい		6	3		7	4			1		21
	発達障がい	2	22	4	4	16	11	2		14	8	83
非行相談	ぐ犯行為等		4	1			3			1	2	11
	触法行為等			2						1		3
育成相談	性格行動	12	52	27	19	21	29	9	14	22	31	236
	不登校	19	67	29	55	63	38	20	27	32	13	363
	適性	3	1	1	3	4	1	7	1	6		27
	育児・しつけ	1	5	6	2		7	9		17	1	48
その他の相談		10	4	4	6	3	9	2	9	8	12	67
合計		888	1,188	1,145	1,039	533	893	351	545	875	413	7,870
いじめ相談（再掲）		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

表２－２　年齢別相談（区毎）〈令和４年度〉

（単位：件）

種別＼区	中央区	北区	東区	白石区	厚別区	豊平区	清田区	南区	西区	手稲区	合計
0歳～ 6歳	580	671	706	659	236	468	174	271	463	211	4,439
7歳～12歳	214	370	287	268	202	282	118	186	281	146	2,354
13歳～15歳	73	108	112	82	77	113	50	74	101	38	828
16歳～17歳	21	39	39	29	18	26	9	13	27	14	235
18歳～			1	1		4		1	3	4	14
合計	888	1,188	1,145	1,039	533	893	351	545	875	413	7,870

（２）各区要保護児童対策地域協議会実務者会議、個別ケース検討会議の状況

表３－１　実務者会議取扱数

年度／区	４年度							
	児童相談所				区（家児相）			
	新　規		継　続		新　規		継　続	
	世　帯	人　数	世　帯	人　数	世　帯	人　数	世　帯	人　数
中央	66	84	194	265	194	243	591	930
北	56	90	154	203	253	352	532	977
東	94	143	290	449	198	266	624	1,010
白石	27	40	116	166	163	264	710	1,109
厚別	15	20	59	85	69	98	264	453
豊平	24	35	91	138	172	262	508	872
清田	13	17	32	43	34	40	222	396
南	26	31	94	133	96	146	246	432
西	34	49	168	241	101	164	380	705
手稲	16	21	50	76	54	80	139	261
合　　計	371	530	1,248	1,799	1,334	1,915	4,216	7,145

※継続は令和5年3月末時点

表３－２　個別ケース検討会議開催回数、検討事例数

年度／区	３年度		４年度	
	開催回数	検討事例数	開催回数	検討事例数
中央	51	88	60	78
北	61	111	80	136
東	96	170	70	129
白石	71	121	90	124
厚別	23	28	25	39
豊平	70	135	114	178
清田	36	84	32	52
南	45	56	34	66
西	65	99	67	119
手稲	36	53	25	43
合　　計	554	945	597	964

注：一事例につき複数回検討例あり。